

# 事務事業チェックシート

事務事業No 事業名  
**250 高齢者在宅理美容サービス事業**

[事業基本情報]

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	2	高齢者・障害者支援の充実
施策	1	高齢者の生活の充実
基本方針	5	高齢者の在宅福祉サービスの充実

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他	○		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		社会福祉費	
	目		老人福祉費	
	大事業		老人福祉事業	
	事項		高齢者在宅理美容サービス事業	

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間	H15	～	
事業実施の根拠法令			
関連個別計画			
担当課・担当課長 (Tel)	高齢者・地域福祉課	佐々木 忍	435-1063
関連課			

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束				○

## 1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどのような状態にする）ための事業か	事業内容				
	要介護認定による介護度が3・4・5でかつ寝たきり状態及び、外出が困難な方で生活保護世帯もしくは市民税非課税世帯に属する65歳以上の高齢者に対し、訪問理容サービスを行うことにより、心身に安らぎを与え、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。	当該利用者に理髪(頭髪カットに限る)を行う。 (1) 年2回利用可能 (在宅理美容サービス利用券2枚を送付) (2) 利用者は、1回につき自己負担金1,000円を理髪を行った理容師・美容師に直接支払う。				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		要介護認定による介護度が3・4・5でかつ寝たきり状態及び、外出が困難な方で生活保護世帯もしくは市民税非課税世帯に属する高齢者に訪問理容を行う。	要介護認定による介護度が3・4・5でかつ寝たきり状態及び、外出が困難な方で生活保護世帯もしくは市民税非課税世帯に属する高齢者に訪問理容を行う。	要介護認定による介護度が3・4・5でかつ寝たきり状態及び、外出が困難な方で生活保護世帯もしくは市民税非課税世帯に属する高齢者に訪問理容を行う。	要介護認定による介護度が3・4・5でかつ寝たきり状態及び、外出が困難な方で生活保護世帯もしくは市民税非課税世帯に属する高齢者に訪問理容を行う。	要介護認定による介護度が3・4・5でかつ寝たきり状態及び、外出が困難な方で生活保護世帯もしくは市民税非課税世帯に属する高齢者に訪問理容を行う。

## 2 事業コスト

事業費等 千円	事業費	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	計画	決算
		536	497	560	497	560		560		560	
	伸び率 (%)	-	-	4.5%		0.0%		0.0%		0.0%	
	人件費	常勤職員	2,040	1,953	1,953	1,959	1,953		1,953		1,953
		非常勤職員									
		小計	2,040	1,953	1,953	1,959	1,953		1,953		1,953
	国庫支出金										
	県支出金										
	市債										
	その他										
	一般財源(税等)	536	497	560	497	560		560		560	
所要人数	常勤職員	0.27	0.26	0.26	0.26	0.26		0.26		0.26	
	非常勤職員	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0		0	
主な予算内訳		負担金、補助及び交付金									

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
					年度目標値				
					実績値				
	単位		全体目標値		全体目標達成度				
					年度別達成度				
					年度目標値				
成果指標					実績値				
	単位		全体目標値		全体目標達成度				
					年度別達成度	88.8%	88.8%		
					年度目標値				
					実績値				
	単位		全体目標値		全体目標達成度				

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	外出が困難な高齢者に対し、訪問理髪サービスを行うことにより清潔で快適な在宅生活を送ることが可能である。今後も事業を維持継続していきたい。
「見直し」 「改善」案	